

表6-4 騒音規制法に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

特定建設 作業種類	種類に対する規制基準					備考
	騒音の 大きさ	夜間または 深夜作業の 禁止	1日の 作業時間 の制限	作業時間 の制限	日曜日、 その他の 休日の 作業禁止	
① くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	85 デシベル	第1号区域 午後7時 から翌日の 午前7時 まで  第2号区域 午後10時 から翌日の 午前6時 まで	第1号区域 1日につき 10時間  第2号区域 1日につき 14時間	同一場所 において 連続 6日 間	日曜日、 その他 の 休 日	もんけん、圧入式くい打くい抜機またはくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
② びょう打機を使用する作業						作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
③ さく岩機を使用する作業						電動機以外の原動機を用いるものであつて、その定格出力が15kW以上のものに限る。(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
④ 空気圧縮機を使用する作業						混練機の混練量がコンクリートプラントは、0.45m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは、200kg以上のものに限る。(モルタル製造のためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
⑤ コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業						原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。
⑥ バックホウを使用する作業						原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。
⑦ トラクターショベルを使用する作業						原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。
⑧ ブルドーザーを使用する作業						

(注) (区域の区分) 第1号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第1種区域、第2種区域および第3種区域の全区ならびに第4種区域で(ア)学校、(イ)保育所、(ウ)病院・患者を収容する施設を有する診療所、(エ)図書館、(オ)特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80m以内の区域。

第2号区域：騒音規制法に基づく規制地域の区分の第4種区域のうち、第1号区域を除く区域。

(その他) 1 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線での値である。

2 6から8の作業にあつては、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。